

徳臣会長、辞意を撤回

水俣病 審査 環境庁の方針了承

「疑わしきも認定」という水俣病認定患者救済問題の環境庁裁決を不満として辞意を表明していた徳臣晴比古熊本県公害被害者認定審査会長（熊本大教授）らは八

日午前、環境庁に大石長官をたすね、約二時間会談した結果、環境庁の方針を全面的に了承、辞意を撤回する意向を明らかにした。

この会談には現地側から徳臣会長、原田謙孝委員（熊本大教授）沢田熊本県知事、滝川鹿見島県衛生部長らに加わった。徳臣会長は「環境庁の裁決では、明らかに水俣病でない神経疾患も含まれる可能性がある。これでは審査会は必要なくなる」と主張した。

これに対し大石長官は「厳密な意味の水俣病に限定しないで、チツソンの排出した有機水銀の影響が

ある患者も認定するのが環境庁の方針だ」と説明したが、徳臣会長の「法律的に難解なのでわかりやすく説明する必要がある」との意見にしたがい、八月七日付けの環境次官通達についてわかりやすい解説書を早急に出すことで意見が一致、現地側も環境庁方針を全面的に了承した。

会談後、大石長官と徳臣会長は「救済法の精神に沿い、広く患者を救済することに意見の相違がないことを確認した。今回の次官通達には理解しにくい点があったので、もつとわかりやすくするため早急に関係県当局と相談する」との声明を発表した。

徳臣会長はこの解説書を持って辞意表明中の六委員と相談し、態度を決めるが「個人的には大石長

官に協力し、辞意を撤回する」との意向を示した。

今度の問題は、基本的には医学的な問題でありながら「法律のむすかしさ」という名目によってシワ寄せし、あいまいに解決した形になったが、従来真性水俣病だけにこだわっていた徳臣会長ら審査会の一部グループが結局大石長官に押し切られ、方向転換した結果となった。

今後も円滑な運営を

◇大石環境庁長官の話 救済法の精神に沿い、広く患者を救済することについて意見の相違がないことを確認した。今回の次官通達には理解しにくい点があったので、一般の人を含めてもっと理解しやすいようにしてほしいという先生方のご指摘があり、これらの

点を含め審査会の運営が円滑に行なわれるよう、早急に関係県当局と相談することとした。「解説書」は一週間もあればできると思う。

真意よくわかった

◇徳臣県公害被害者認定審査会長の話 医学常識からみて水俣病でない人も認定せよというのは納得できない、それならすべて行政レベルでおやりなさいというのがわれわれ七人の意見だった。しかし同じ医師同士でもあり、じっくり話してみても長官の真意はわかったし、法的精神解釈の点でも意見が一致した。ただ先の裁決書、次官通達には法律用語が多く一般的には誤解を招く点もあるの

で訂正を要望した。委員辞任問題については、私だけの納得では結論は出ない。環境庁から新しく出

される「解説書」を見たうえで、ほかの六人の委員や若い研究者たちと相談する。そしてもし審査会にとどまることになれば、再審査してみることにするだろう。

すみやかな処置期待

沢田熊本県知事の話 公害被害者救済法の趣旨については長官、徳臣会長、私の意見も完全に一致した。ただこれまではその趣旨説明に難解な点があったので、私としては先の裁決書および事務次官通達に現われている環境庁の方針をさらにわかりやすく明確に補完してほしいと要望した。環境庁としては「通達の解説」というかたちでこたえられるはずだが、水俣病の認定は重要な問題なので、すみやかな処置を期待している。